令和８年度　事業計画

社会福祉法人吉城福祉会　基本理念

『互助の精神のもと、住み慣れた地域で、四季を通じ、すべての住民が地域社会の一員として、変わりなく健やかで生きがいのある生活を送ることができるよう、住民の福祉の増進に寄与する。』

社会福祉法人吉城福祉会　職員行動指針

１．私たちは、常に学習し、より良い支援やサービスの提供に努めます。
２．私たちは、常に人権を尊重し、公正・公平な支援やサービスを行います。
３．私たちは、いつどこでも、誰に対しても、丁寧で優しい言葉で接します。
４．私たちは、常に利用者のニーズと意志を尊重し、誠意を持って対応します。
５．私たちは、常に自らの健康管理に留意し、健全な心身の維持に努めます。
６．私たちは、常に社会の一員としての自覚を持ち、地域福祉の発展に努めます。

経営する事業

【第一種社会福祉事業】
　養護老人ホームの経営
【第二種社会福祉事業】
　老人デイサービスセンターの経営
　保育所の経営
　一時預かり事業の経営
　老人居宅介護等事業の経営
　障害福祉サービス事業の経営
　特定相談支援及び障害児相談支援事業の経営
　移動支援事業の経営
【公益事業】
　訪問入浴介護事業
　居宅介護支援事業
　子どもの居場所づくり事業

法人運営

社会福祉法に則った運営を基本として、組織体制の強化を図り、理事会・評議員会の役割と責任を明確化し、理事会（理事）が積極的に法人運営に関与すると共に、経営改善計画に基づいた運営と内部統制の確立を更に進めます。社会福祉連携推進法人共創福祉ひだと連携し、現行事業の精査や新事業の研究、他団体との連携等を重点的に進め、将来に向けて研究します。

「住民誰もが地域の力に みんなあんきに ほっこりと」を目指す姿に掲げ、「共に生きる」をキャッチフレーズに、SDGs 達成のため、法人組織、役職員が一つとなり事業を進めていきます。

理事会開催予定：5 月･10 月･1 月・3 月・その他（随時）
評議員会開催予定：6 月（定時）・その他（随時）
理事・監事任期：令和 7 年 6 月 20 日～令和 9 年 6 月の定時評議員会終結の時
評議員任期：令和 7 年 6 月 20 日～令和 11 年 6 月の定時評議員会終結の時
評議員選任・解任委員会：監事 1 名、事務局 1 名、外部委員 1 名（常設）
第三者委員任期：令和 8 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日

事業運営

［サービスの基本目標］

各サービスのご利用者・入所者及び園児の意志や人格を尊重し、また、ご家族の意向にも充分配慮し、地域や家庭との結びつきを重んじ、行政機関や他の福祉サービス事業者及び保健医療サービス事業者等と密接に連携しながら、可能な限りご利用者それぞれの能力に応じた平穏な日常生活が送れるように、また、その能力の維持向上を図り、将来に活かせるように自己実現をサポートしていく。

事業運営にあたっては、[サービスの基本目標]を念頭に、常にご利用者・入所者及び園児の最善の利益を考慮し、健康で安心安全な生活ができる環境づくりに努めると共に、各種法令を遵守し、適切・適正な運営を心がけます。

経営改善計画を基に各事業の目標を明確にし、永続的な運営が可能となるよう実行すると共に、さらに詳細な部分の研究を進めます。

働き方改革として給与規程や就業規則等の見直しを進めます。また、利用者アンケート等を実施して内部評価を実施し、適正かつ良質なサービス提供に向けた努力を続けると共に、今後は外部評価制度も検討し、更に公益的な社会福祉法人として健全な経営を図ります。

広報については、各事業の紹介やＰＲとなる広報紙の発行や、ホームページを利用した情報発信を行います。

職員の確保や配置については、計画的な採用の他、法人として将来に向けた人材を育て、底上げを図ります。障がい者雇用も積極的に進めます。

定期的な人事異動による職員交流を行い、経験豊かな職員の育成を行うと共に、職員が安心して長期間働けるよう、職員相談窓口を設置して、普段から気軽に相談できる体制をつくり、職員がストレスをためにくい職場環境の整備を行います。

職員研修については、年間計画に基づいて実施しますが、全体研修の他、職域ごとの現

場に則した部門研修を重点的に実施します。
感染症、拘束、虐待問題に取り組むため委員会を設置し、対応マニュアルの整備と共に法令順守を徹底します。
個人情報の取扱いについては、関係法令を遵守し、マニュアルに基づいた職員共通の対応を徹底します。
職員厚生については、職員が健康で長く働ける環境づくりに努めます。全職員の健康診断の実施や、各種予防接種・人間ドックについても実施します。その他、メンタルヘルス・腰痛予防等についての研修や個別相談なども実施し、常に職員の健康管理に留意しながら、健康で安全な職場づくりをめざします。
職場環境については、現在エクセレント企業として認定され、また、介護人材育成事業所のグレード２の宣言をしています。今後もワークライフバランスの向上と働き易い環境の整備を進めます。
職員の待遇については、収支のバランスと安定した経営が将来的に維持できるよう考えながら改善に努め、今後も適正な人事管理と労務管理を進めます。また、職員への処遇改善については、行政等の協力も得ながら、将来を見据えた給与制度の見直しを図ります。
各施設の危機管理については、各事業拠点での、火災や風水害など有事の際に利用者・入所者及び園児に被害が及ばぬよう、人命の保護を第一に考え避難訓練等を随時実施して、安全の確保を徹底します。ＢＣＰ（事業継続計画）についても、事業毎に策定し職員一人ひとりが危機管理に対し強く意識できるよう進めます。
衛生管理についても、感染症や食中毒の発生について注意喚起しながら、各事業の中から感染者を出すことのないように安全への配慮を徹底します。
事故対応については、毎月のチーフミーティングにおいて事例報告を行いながら情報を共有します。職員の交通違反や車両事故などが発生している現状から、予防対策について具体的な内容を検討し、保険会社の協力も得ながらマニュアルの見直しを進めます。
事務の効率化については、全ての事業において、事務処理に関するＩＣＴ化を推進し、費用対効果についても留意しながら事務効率の改善に努めます。その他、社会福祉法人会計については、各拠点に会計担当者を配置すると共に、予算管理についても、施設長級、チーフ級の職員に対して会計研修等を実施するなどして、各拠点においても事業ごとの収支状況について常に把握し対応できるよう適正な予算の執行管理に努めます。
社会福祉連携推進法人共創福祉ひだについては、経営改善計画の実行支援やＩＣＴ導入による業務の効率化、職員採用や人事交流に向けての調整等が進んでおり、令和８年度はさらに活動を進め、継続可能な法人運営につなげます。
また、現在取り組んでいる経営改善の一環として、事務所や事業所も含めた現有施設の有効的な活用について検討し、早期の実施をめざします。

各事業の運営計画

★養護老人ホーム「和光園」

養護老人ホーム「和光園」については、過去の検証をもとに今後も適正な事業運営に努めます。

時代に合った養護老人ホーム運営を行うにあたり、地域のニーズや養護老人ホームとして求められる役割を的確に把握し、それを実現していくことが最も重要であると考えます。

運営にあたっては、入所者はもちろん、身元引受人をはじめご家族との関係を大切にし、各関係機関と情報を共有し、安心と安全を心掛けます。職員についても情報共有を徹底し、共通認識を持って入所者との信頼関係を築きます。

入所者の生きがいにつながり、楽しみを感じてもらえるようボランティア活動や地域の方の訪問を積極的に受け入れ、行事を計画し実施することで、生活にメリハリを持ち、四季を感じていただけるような取り組みを心がけます。

また、要介護認定者、精神疾患を持たれている方の入所も多く、セーフティネットとしての対応が地域のニーズであるとともに、養護老人ホームの役割として求められています。更に近年は家庭事情の悪化が目立ち、飛騨市から緊急ショートの相談も多くなっていることから、スピード感ある対応をします。

一昨年より入所者数の減少が顕著で和光園の経営を圧迫していることから、人員調整や働き方の工夫をし、空床利用についても契約入所について研究を進め、令和８年１月から実施しています。

飛騨市も和光園の状況は把握しており、措置要綱が緩和され、令和８年２月末には入所者４５名まで回復しましたが、今後も飛騨市と連携を図りながら措置者の受け入れを滞りなく行い、入所者数５０名の入所を目指します。

防災等の危機管理については近隣住民の方と協力し、夜間の避難訓練を実施すると共に、近隣住民の緊急連絡網を整備しました。和光園内においても、備蓄品の定期点検や補充、BCP の見直しを行い、有事の際に有効になるようアップデートを行います。近隣で発生した能登半島沖地震の被害施設等の話や反省点などの情報を把握し、非常時を想定した定期的な避難訓練を行なうと共に、近隣住民への情報提供も含めてこまめな対応を行ない有事に備えていきます。

和光園は、吉城福祉会が運営する事業の中で唯一の第一種社会福祉事業であり、今後も和光園の運営を吉城福祉会の基幹事業の１つとして永続的に運営できるよう、今後の入所者の状況やニーズ、人口動態、福祉施策状況等を十分勘案しながら、将来に向けた研究と準備を進めます。

＊ 利用定員	入所	５０名
	契約入所	５０名のうち１０名まで（定員の２０％）
	ショートステイ	２名（１日）

★老人デイサービスセンター（通所介護）

○古川デイサービスセンター（介護給付：地域密着型通所介護）
（介護予防：日常生活支援総合事業：第１号通所介護）
（地域生活支援事業：基準該当障害者デイサービス）

令和７年４月より高野地区に移転し、地域密着型通所介護「新古川デイサービスセンター」として運営を開始しましたが、引き続き関係機関との連携を密にし、さらに安定した運営を目指します。

運営日は月曜日から金曜日および祝日とし、サービス提供時間は６時間以上７時間未満で実施します。昼食は和光園に調理を委託し提供することで、業務の効率化につなげています。加算については、令和７年５月から個別機能訓練加算と、化学的介護推進体制加算を取得しています。令和８年度はサービス提供体制強化加算を取得できるよう進めます。

障がい者、障がい児の入浴については、現在２名の受け入れを行っており、今後も可能な限り実施します。

持続可能な運営を実現するため、利用者ニーズやサービス内容を再確認し、特色あるサービスの提供に努め、魅力的なデイサービスを目指します。 生産性向上を図るため、業務内容を見直し、ＩＣＴを活用し、職員の負担軽減と働きやすい環境づくりに努めます。また、宮川・河合デイサービスセンターとの一体的な運営を通じて、職員体制の安定化を図り、スムーズな運営を実現します。

現在の古川デイサービスセンターは、狭い空間ですがインテリアやレイアウトの工夫によって広々とした快適な空間を作り、ご利用者が過ごしやすい環境を整えます。

ボランティアについては昨年度同様に受け入れをします。

職員体制は１日７名～８名の職員で勤務し、就業時間は午前８時から１７時とします。

地域住民の方々にはデイサービスの内容を理解していただき、円滑に運営できるよう連携を大切にしながら地域との関係構築に努めます。

なお、感染予防対策の強化やＢＣＰ、高齢者虐待の防止の推進、認知症介護基礎研修の受講、入浴介助研修等、法定研修は引き続き実施します。

※利用定員　　１８名

○宮川・河合デイサービスセンター（介護給付：地域密着型通所介護）
（介護予防・日常生活支援総合事業：第１号通所介護）
（地域生活支援事業：基準該当障害者デイサービス）

昨年度同様地域密着型通所介護として、引き続き関係機関と連携を密にし、統合２年目ということでより安定した運営を目指します。

月曜日から金曜日及び祝日の運営とし、サービス提供時間は昨年度同様６時間以上７時間未満で実施します。昼食の提供方法については、令和８年度より和光園で調理した食事をデイサービスセンター内で盛り付けや刻み等の処理をして提供していきます。

統合２年目ということで、安定的な運営を実現していくために、ご利用者のニーズやサービス内容の再確認を行い、職員間で情報の共有を図り、ご利用者が過ごしやすい施設になることを目指します。施設も広く、平均利用者数も多くを目指すこともあり、業務内容の再構築を実施し、ICT 等を活用することで職員にも負担が少なく働きやすい環境を作ることを目指します。また、古川デイサービスセンターと一体的な運営を通じて職員体制の安定化を図り、スムーズな運営を図ります。

施設に関しては老朽化もありますが、統合によりご利用者が過ごしやすい環境となるよう、施設の修繕等必要かどうかを見極めながら飛騨市・本部とも協議し、実施していきます。

災害対策については、マニュアルの見直しや事業継続計画（ＢＣＰ）を再確認し、研修・訓練を行うことで有事の際にスムーズに動くことが出来るように努めます。また、宮川町や古川町の利用者も受け入れることから交通障害による送迎困難を防ぐためにも早期の情報収集に努め、安心・安全な運営を行います。

サービス提供内容については、昨年度より個別機能訓練加算を実施していますが、継続して実施し、その他昨年度３月よりサービス提供体制強化加算を算定しており、その他の加算取得へ向けての研究を行い、早期に実施していきたいと考えます。また、ボランティアの受け入れも再開しており、地域とのつながりを持ちたいと考えています。今後も飛騨市や関係者と連携しながら、安心・安全で地域に根差したデイサービスセンターとなるよう努力します。

※利用定員　　１８名

★保育所「増島保育園」

飛騨市や市内保育園との連携を密にし、私立保育園ならではの特色ある保育・サービスを提供します。

保育にあたっては「増島保育園令和８年度保育の内容に関する全体的な計画」を基に、保育目標には「素直でたくましく心豊かな子に」を掲げ、和太鼓や運動遊びなど増島保育園の特色を活かし、地域に開かれた保育園を目指します。また、少子化や未満児保育のニーズなどに対処するとともに、個々の育ちや障がい、家庭環境、国籍の違いにかかわらず、ともに認め合いながら育つインクルーシブな保育を進め、共に生きる仲間として将来支え合えることを目指します。また、学校や地域との連携を強化し、生涯途切れの無い支援や地域を愛する心を育てます。一時預かり保育や子育てステーションは、地域の子育て支援拠点としての役割をより強化します。

給食については、自園給食のメリットを活かし、アレルギーや行事食など、それぞれに配慮した安心・安全な食の提供を行ないます。また、園内の保育環境についても衛生的でなおかつ安心・安全な管理に努めます。

令和８年度は子どもと保育士が互いの主体性を認め合い、対話を通じてともに遊びや生活を創り上げる共主体の保育・保育環境を実践し、子どもが遊びから学ぶ機会の保障や保育の質の向上に努めます。自然豊かな園庭がさらに安全かつ魅力のある園庭となるように整備に向けて検討を進めます。

職員の負担軽減、保護者へのサービス向上のために導入しているＩＣＴサービス「キッズビュー」は「QR コード登園システム」や「ドキュメンテーション」を新たに導入し、より保護者との連携の強化や保育計画や反省を日々の保育に活かします。「子ども誰でも通園制度」の導入や少子化の中での園児数の獲得に向け、職員の確保などの体制を整えるとともに魅力ある保育を提供できるようにさらに研究を進めます。

子育て世代が社会で活躍できる機会を増やすためにも、安心してお子様を預けていただけるよう努めます。

＊ 利用定員

０歳	１２名	１～２歳	４３名
３歳	３５名	４歳	４５名
５歳	３５名	合計	１７０名

★老人居宅介護等事業　（介護給付：訪問介護）
（介護予防・日常生活支援総合事業：第1号訪問介護）
★障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護）
★移動支援事業

【訪問介護事業】

ケアマネジャーからの情報を基に、ご利用者およびご家族のニーズに即した安心を支えるサービスを提供します。導入した業務効率化アプリの活用も定着し、リアルタイムな情報共有が可能となりました。今後も迅速な状況把握に努め、よりスピーディーかつきめ細かな対応を継続します。
基準緩和サービス（支えあいヘルパー）については、昨年度に引き続き新規受入は行わず、現在ご利用中の１名への支援を継続します。
障害福祉サービスおよび移動支援事業に関しましては、限られた人員体制の中で最大限の対応に努めるとともに、将来的なサービス拡張を見据え、人員補充に合わせた同行援護等の資格取得準備を進めていく方針です。
訪問介護事業においては、地域全体の人材不足や特定時間帯へのニーズ集中が課題となっています。適正な人員配置に努めるとともに、アセスメントやサービス検討会、部門研修を定期的に実施します。これにより、各訪問介護員の資質向上とサービスの標準化を図り、多様なニーズに応える質の高いサービスを提供します。

＊利用目標　110名（常勤換算や運営規程上支障がない範囲で）
内訳…介護保険サービス　80名・1000回／月
障害福祉サービス　30名・150回／月

★訪問入浴介護事業（やすらぎ号）

昨年度、飛騨市内において郡上市からの事業参入がありましたが、現状、当事業所への直接的な影響はなく、良好な共存関係を保っています。
現在、訪問介護事業との兼務体制により、週２日・定員４名という限定的な運営ではありますが、中重度者を中心とした受け入れ体制を維持しています。中重度者の利用特性として、入院やショートステイ利用によるキャンセルが発生しやすい課題はありますが、迅速な利用調整等を通じて平均利用者数の維持に努めます。
不安定だった人員体制については、非常勤看護職員の採用により安定化の目途が立ちました。今後も社会福祉法人としての責務を全うし、地域ニーズに応えるべく、関係機関との連携を強化しながら質の高いサービス提供に邁進します。

★居宅介護支援事業

ケアマネジャー常勤２名、非常勤１名の職員体制、特定事業所加算Ａを算定継続し運営します。
今後の飛騨市の認定者数全体は徐々に減少し、介護予防認定者は増加予想、また地域のケアマネジャーも減少している現状があります、引き続き、１件でも多くのケアマネジメント

を行えるように、業務効率化し専門性が発揮できるように努めてまいります。

＊利用目標人数
介護給付　９０人　　介護予防給付　６０人　（Aプラン含）

★障害福祉サービス事業

【障がい者自立支援施設「憩いの家」】（就労継続支援Ｂ型事業）

利用者が日中の生産活動や社会的な活動を通じて、自立した生活の実現や社会参加、将来的な一般就労へのステップアップにつながるよう支援を行います。近年は、利用者の高齢化や障害特性の多様化が進むとともに、介護保険サービスとの併用利用、施設入居者の通所、特別支援学校卒業後の進路としての利用など、利用形態も幅広くなっており、一人ひとりの体力や精神状態、生活状況に応じた柔軟で丁寧な支援がこれまで以上に求められています。令和８年度は、利用者それぞれのニーズに寄り添い、安心して継続的に通所・就労できる環境を整えるとともに、職員間の連携をより一層強化し、働く力の向上だけでなく、あいさつや報告、対人関係などの社会性や生活力を高める支援にも力を入れていきます。また、生産活動については、利用者の高齢化や体力低下等により職員の補助が増えている現状を踏まえ、作業内容や工程の見直しを行い、利用者が無理なく取り組める働きやすい環境づくりと生産性の向上を図ります。あわせて、物価高騰や世界情勢の影響による受注量の変動に対応するため、新規企業との契約開拓や工賃向上計画の推進を行い、効率的で安定した生産活動を目指します。これらの取り組みを通じて、利用者が安心して長く利用できる就労の場を提供し、やりがいや生活の質の向上につなげるとともに、地域に根ざした安定的な事業運営を行います。

就労支援施設Ｂ型事業

＊利用定員目標　　１日平均１８名（定員２０名）

＊月平均工賃目標　　２５，０００円（期末手当を含めて）

【共同生活援助事業「飛騨市障がい者グループホーム憩い」】

共同生活援助事業については、令和７年度までの３年間で満床の１２名にする計画でしたが、年度途中に退去された方が２名、ロングショートを利用したが入居に繋がらなかった方が１名みえ、結果、令和８年３月末時点の入居者が９名となっています。令和８年度より、飛騨市の計画的空床に対する補助金がなくなることもふまえ、新たに入居者を募集し、１１名の入居を目指します。飛騨市以外に住所がある方についても、飛騨市と協議しながら対象としていきます。

令和５年７月の運営開始してから現在まで、障害がある方の生活の場としての支援を行う中で、改めて事業所の責任の重さ（入居者やその家族の人生の一時期を支える）や、あらゆる事象の対応の困難さ（脱走、ケンカ、病気の進行、ハラスメントを含む迷惑行為等）を再認

識したため、「地域がグループホームに期待する役割」「県の指定を受けたグループホームの型（外部サービス利用型）に求められる責任」「入居者の生活を支援するスタッフが対応できる範囲（力量)」「事業所のハード・ソフトや現在入居している方の特性を考慮して作られた生活上のルール」などを念頭に置き、入居を希望する方が、当グループホームにおいて、安定した生活を継続できる見通しがあるかを、事前の聞き取り調査やお試し利用等にて適切に判断する必要があり、これは入居契約後も含め、当事者事業所双方にとって非常に重要な事であるから、状況に応じて、飛騨市、相談支援事業所等にも相談して慎重に判断していきます。

短期入所については、３名の定員ですが、入居者が目標の１１名に達するタイミングで、２名に変更します。基本的には１名の受入れとし、緊急時のみもう１名利用できる体制を取ります。

また、飛騨市の地域生活支援拠点の核として“飛騨市地域生活サポートシステム”の受託先となっており、定期的に利用される方もみえますが、法定サービスよりも柔軟な受け入れができる一方で、問題（脱走、器物破損、迷惑行為等）が起きた時の対応や責任の所在等について課題があるため、今後も利用者の助けとなりつつ、事業所としても問題が生じず安定したサービス提供をする方法について研究を進めます。

＊共同生活援助　目標入居者数：１１名
＊短期入所　定員：３名（入居者が１１名に達するタイミングで１名とする）

★特定相談支援及び障がい児相談支援事業

【相談支援事業「相談支援 いこい」】

障がい福祉サービス等の利用計画作成（計画相談支援・障がい児相談支援）及び、一般的な相談への対応（障がい者相談支援事業）について、市の指定及び委託を受け、令和８年度も引き続き実施します

利用者一人ひとりの状況や思いを丁寧に把握し、関係機関との情報共有を図りながら、安定した相談支援の提供に務めます。

飛騨市において整備が進められている地域生活支援拠点に関連し、飛騨市地域生活サポートシステム事業におけるサポートコーディネーター業務については、令和８年度も引き続き受託し、地域における支援体制の充実に寄与していきます。

また、市の体制見直しに伴い、アウトリーチに関する在り方が整理される中で、これまでの連携の経過を踏まえ、相談支援事業所として必要に応じた支援が行えるよう対応します。その上で、既存の相談支援体制の中で相談対応力の向上を図ります。

障がいのある方やその家族、関係機関からの声が届きやすい相談支援事業の特性を生かし、多職種が連携できる法人の強みを活用しながら地域課題の把握に努めるとともに、必要とされる支援や社会資源の在り方について関係機関と共有し、地域の支援体制づくりに資する取り組みとして相談支援事業所の役割を果たしていきます。

＊特定相談支援及び障害児相談支援の月平均モニタリング件数　50 件／月（目標）

★　子どもの居場所づくり事業（いぶにんぐハウス・子ども食堂）

いぶにんぐハウスは、飛騨市の委託を受けて、ひとり親家庭等を中心として孤食防止のため、喫茶憩いの家のスペースを利用して実施します。

ここ数年利用実績はありませんが、常に利用可能な受け皿として体制を整えます。

子ども食堂は、古川小学校と古川西小学校の児童を対象として、喫茶憩いの家のスペースを利用して昼食を提供します。

この事業は、法人の地域貢献事業と位置づけ、引き続き運営していきます。

生きづらさや家庭生活・学校生活に問題を抱えたご家族のニーズを探りながら、気軽に利用していただけるよう進めていきます。

いぶにんぐハウス

＊ 利用定員：毎月　火・木曜日（１０名）
（１７時３０分～２１時）

子ども食堂

＊ 利用定員：毎月　第二土曜日（２０名程度）
（１１時３０分～１３時）